

いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について（改訂その1）

- 新型コロナウイルス感染症専門家会議が示している基本的対処方針に準じて、引き続き警戒が必要。
- 面会については、一部の地域を除いて、感染発生防止に最大限努め、場所、回数、時間、面会人数を限定する等の工夫により、実施することが考えられる。

… 一定の緩和範囲		専門家会議提唱の 3段階	6/18	7/9	7/31
厚労省の取扱い (5/29時点)					
1. 介護業務における 感染防止の取組			<ul style="list-style-type: none"> • 継続して介護保険最新情報vol.808に準じて対応 		
2. 利用者の感染可能性の確認や 利用制限	5都道県	<ul style="list-style-type: none"> • 5都道県の移動は行わない 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況により県外からの人の移動も可能 		※ 状況により「それ以外」地域と同様に対応
	それ以外	<ul style="list-style-type: none"> • 県内移動を原則 	<ul style="list-style-type: none"> ※ デイサービス等の利用制限は「三つの密」の回避、マスクの着用、手指衛生の徹底等を大前提に徐々に制限を解除する ※ 別途専門家による外出自粛緩和の検討がなされる場合もある 		
3. 職員の行動等 <small>* 専門家会議対処方針より1段階遅らせて対応</small>	5都道県	<ul style="list-style-type: none"> • 5都道県の移動は行わない 	<ul style="list-style-type: none"> • 5都道県は県内移動を原則 		<ul style="list-style-type: none"> • 状況により、県外からの人の移動も可能
	それ以外		<ul style="list-style-type: none"> ※ ライブバー等避ける。「三つの密」回避、マスクの着用、手指衛生の徹底 ※ 別途専門家による外出自粛緩和の検討がなされる場合もある 		
4. 家族等との面会対応 <small>* 別途、都道府県知事等の要請や指針があれば、それに依る</small>	5都道県	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として看取りに限り面会を認めることが考えられる 			<ul style="list-style-type: none"> • 状況により、看取りではない方も一定の条件のもと面会を可能とする
	8府県	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として看取りに限り面会を認める 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況により、看取りではない方も一定の条件のもと面会を可能とする 		※ 状況により「それ以外」地域と同様に対応
	それ以外	<ul style="list-style-type: none"> • 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと、面会者健康チェックシートの全てに該当していないこと等の要件を満たす場合に限り、面会を可能とする 			

5都道県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道
 8府県：福岡県、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県